

質問書に対する回答

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 堀 圭一

(契約件名) 道東自動車道 十勝清水 IC～本別 IC 間可変式速度規制標識設備更新工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	試掘の結果、光通信ケーブル近接箇所（H・H、橋梁両端付近含む）など手掘り区間も出てくると思いますが、監督員と受注者による協議対象と考えて宜しいでしょうか。 (当初設計の掘削は全て機械掘りによる積算でしょうか。)	当初設計の掘削は全て機械堀りによる積算となります。 光通信ケーブル近接箇所における手掘り区間においては必要に応じて協議対象となります。
2	受注後の調査の結果、掘削前に除草が必要になる場合があると思われますが、監督員と受注者による協議対象と考えて宜しいでしょうか。(当初設計には一切含まれていないと考えて宜しいでしょうか。)	除草が必要となる箇所は協議対象となります。
3	橋梁区間の作業は、監督員と協議の結果夜間規制となった場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	夜間作業が必要と判断した場合は協議対象となります。
4	監督員と受注者の協議の結果、作業の雨天中止（前日中止、当日中止）となった場合の補償費（労務費等）は協議の対象となりますでしょうか。	作業の雨天中止となった場合の労務費等は協議対象外となります。
5	特記仕様書内に機器製作に伴う工場検査の記述が見受けられませんが本工事においては工場検査を実施するとの考えでよろしいでしょうか。また、その場合は検査費用を計上するとの考えでよろしいでしょうか。	本工事において工場検査は行いません。

以 上